

## 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書

福島第一原発事故によって、立地自治体の大熊町、双葉町をはじめ40～50km圏内の大地は汚染され、故郷からの脱出を余儀なくされた人たちの内約9万人は今なお、異郷の地での生活を強いられています。ひとたび放射能放出を伴う大事故が起これば、その影響は原発の立地自治体に留まるものでないことは、この福島第一原発事故の現状から明らかであります。

福島第一原発事故を受け、原発を再稼働するには、新しい基準に対応した工事が必要になりました。安全協定ではこうした工事をする際に、原子力事業者が事前に安全協定締結自治体から同意を得ることとなっています。東海第二原発の事業者である日本原子力発電株式会社は、茨城県と立地自治体である東海村、そして隣接市（日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市）と安全協定を締結していますが、再稼働を認めるかどうかの判断に加わることができるのは、茨城県と東海村だけとなっています。

そこで、東海村及び隣接市（日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市）と水戸市の首長6人による「原子力所在地域首長懇談会」や、周辺9自治体（高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町）を加えた「東海第二発電所安全対策首長会議」は、隣接する市に県庁所在地で人口の多い水戸市を加えた上で、周辺5市を東海村と同等の取り扱いにするよう安全協定の見直しを求めています。昨年12月に日本原子力発電株式会社は、安全協定の見直しではなく「原発への立ち入り調査を無条件に認める」などの代替案を示しましたが、東海村と同等の権利について認めることにはなっていません。

2月9日に東海村長と周辺5市の市長は、「あらためて安全協定の見直しを要求する」要望書を日本原子力発電株式会社に提出しています。東海第二原発は来年11月に40年を迎えます。したがって運転延長の申請は、今年の11月までに提出する必要があります。安全協定の見直しもそれに間に合わせなければなりません。

つきましては、現行協定の当事者である茨城県として、日本原子力発電株式会社に對し下記の事項について要請していただくよう求めるものです。

### 記

東海第二原発の周辺5市（水戸市、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市）に立地自治体（東海村）と同等の権限を認めるよう速やかに安全協定を見直すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年 月 日

茨城県知事 殿

笠間市議会議長 海老澤 勝